

特定医療法人及び特別医療法人に関する定款等変更の取扱いについて

(平成 15 年 5 月 27 日)

(医政指発第 0527001 号)

(各都道府県衛生主管部(局)長あて厚生労働省医政局指導課長通知)

医療法人の定款及び寄附行為の取扱いについては、従前より、医療法人の定款例及び寄附行為例(昭和 61 年 6 月 26 日付け健政発第 410 号厚生省健康政策局長通知)に基づき指導いただいているところであるが、租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 67 条の 2 の規定に基づく特定の医療法人(以下「特定医療法人」という。)及び医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 42 条第 2 項に規定する特別医療法人(以下「特別医療法人」という。)に関する定款等変更の取扱いについては、今後、左記の事項に御留意の上、その運用に遺憾なきようお願いする。

なお、今般の平成 15 年度税制改正に伴う特定医療法人制度の新たな取扱いについては、追って通知するので、念のため申し添える。

記

特別医療法人又は特定医療法人であった医療法人から、特別医療法人及び特定医療法人のいずれでもなくなったことに関し、定款又は寄附行為の変更の認可の申請があった場合の審査に当たっては、これらの法人に係る制度の趣旨にかんがみ、解散した場合のその残余財産について、国、地方公共団体又は他の医療法人(特定医療法人であった医療法人については財団たる医療法人又は社団たる医療法人で持分の定めがないもの、特別医療法人であった医療法人については他の特別医療法人に限る。)に帰属する旨の定款又は寄附行為における定めについては変更することを認めないよう取り扱われたいこと。